

定例会議 資料	「高知県警察における女性警察職員活躍等の 推進のための行動計画」の実施状況について	令和5年6月21日 警務課																						
<p>1 「高知県警察における女性警察職員活躍等の推進のための行動計画」</p> <p>(1) 概要 県警察における女性警察職員の活躍の推進を図るため、令和3年度からの第二期行動計画では、 「女性警察職員の採用拡大」 「女性警察職員の登用拡大」 「職員の意識改革(家庭と仕事の両立支援)」 を取組の3本柱に掲げている。</p> <p>(2) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間</p> <p>(3) 実施に係る数値目標</p> <table border="0" data-bbox="284 891 1380 1211"> <tr> <td>ア</td> <td>令和8年4月1日における警察官に占める女性の割合</td> <td>13%程度……</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>女性警察官に占める巡査部長以上の割合</td> <td>40%以上……</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>補佐級以上の一般職員に占める女性の割合</td> <td>40%以上……</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>男性職員の育児休業取得率</td> <td>50%……</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>男性職員の育児関連休暇の取得</td> <td>合計5日以上 取得率100%…</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>年次有給休暇の平均取得日数</td> <td>12日以上……</td> </tr> </table> <p>2 実施状況等</p> <p>(1) 女性活躍推進法第19条第6項に基づく行動計画の実施状況等 別紙1のとおり</p> <p>(2) 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報 別紙2、3のとおり</p> <p>3 今後の取組</p> <p>(1) 女性警察職員の採用拡大 女性活躍推進に関する取組の周知等による女性の申込者数及び受験者数の拡大</p> <p>(2) 女性警察職員の登用拡大 女性警察官のキャリアアップに関する意識向上</p> <p>(3) 職員の意識改革(家庭と仕事の両立支援)</p> <table border="0" data-bbox="284 1843 1353 1921"> <tr> <td>ア</td> <td>幹部研修等による男性職員が育児休業を取得しやすい職場作りの推進</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>年次有給休暇取得日数の向上</td> </tr> </table>			ア	令和8年4月1日における警察官に占める女性の割合	13%程度……	イ	女性警察官に占める巡査部長以上の割合	40%以上……	ウ	補佐級以上の一般職員に占める女性の割合	40%以上……	エ	男性職員の育児休業取得率	50%……	オ	男性職員の育児関連休暇の取得	合計5日以上 取得率100%…	カ	年次有給休暇の平均取得日数	12日以上……	ア	幹部研修等による男性職員が育児休業を取得しやすい職場作りの推進	イ	年次有給休暇取得日数の向上
ア	令和8年4月1日における警察官に占める女性の割合	13%程度……																						
イ	女性警察官に占める巡査部長以上の割合	40%以上……																						
ウ	補佐級以上の一般職員に占める女性の割合	40%以上……																						
エ	男性職員の育児休業取得率	50%……																						
オ	男性職員の育児関連休暇の取得	合計5日以上 取得率100%…																						
カ	年次有給休暇の平均取得日数	12日以上……																						
ア	幹部研修等による男性職員が育児休業を取得しやすい職場作りの推進																							
イ	年次有給休暇取得日数の向上																							



女性活躍推進法第19条第6項に基づく特定事業主 行動計画の実施状況について



計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

警察官に占める女性の割合 (各年度4月1日時点) (目標：13%程度)	R3年度	R4年度	R5年度
	10.9%	11.3%	11.3%

女性警察官に占める巡査部長以上の割合 (各年度4月1日時点) (目標：40%以上)	R3年度	R4年度	R5年度
	38.8%	38.0%	38.3%

警察事務職員の補佐級以上の ポストに占める女性の配置割合 (各年度4月1日時点) (目標：40%以上)	R3年度	R4年度	R5年度
	40.0%	41.9%	45.6%

男性職員の育児休業取得率 (目標：50%)	R2年度	R3年度	R4年度
	13.5%	41.9%	47.7%

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇 (8日)の両方取得かつ合計5日以上	R3年	R4年	
	取得率(目標：100%)	91.2%	100.0%
	平均取得日数(目標：5日以上)	7.19日	7.60日

年次有給休暇の職員1人当たりの 平均取得日数 (目標：12日以上)	R3年	R4年
	12.8日	13.7日



女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報について



【職業生活に関する機会の提供に関する実績】

採用した職員に占める女性職員の割合

	R3年度			R4年度			R5年度		
	採用者数	うち女性	割合	採用者数	うち女性	割合	採用者数	うち女性	割合
全体	70	21	30.0%	77	26	33.8%	67	18	26.9%
警察官	55	11	20.0%	58	13	22.4%	56	9	16.1%
警察事務	15	10	66.7%	19	13	68.4%	11	9	81.8%

職員に占める女性職員の割合

	R3.4.1			R4.4.1			R5.4.1		
	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合	職員数	うち女性	割合
全体	1,918	357	18.6%	1,928	370	19.2%	1,921	373	19.4%
警察官	1,629	178	10.9%	1,630	184	11.3%	1,626	183	11.3%
警察事務	289	179	61.9%	298	186	62.4%	295	190	64.4%

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

男女別の育児休業取得率

	対象者数	取得者数	割合	R3年度						
				育児休業取得期間の分布状況						
				人数別			割合			
全体	111	61	55.0%	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	
男性計	86	36	41.9%	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	
男性	警察官	85	34	40.0%	20	12	2	55.6%	33.3%	5.6%
	警察事務	1	2	200%	0	2	0	0%	6%	0%
女性計	25	25	100.0%	1年未満	1年以上	2年以上	1年未満	1年以上	2年以上	
女性	警察官	11	11	100.0%	2	8	1	8.0%	32.0%	4.0%
	警察事務	14	14	100.0%	3	8	3	12.0%	32.0%	12%

	対象者数	取得者数	割合	R4年度						
				育児休業取得期間の分布状況						
				人数別			割合			
全体	118	68	57.6%	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	
男性計	88	42	47.7%	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上	2ヶ月以上	
男性	警察官	86	39	45.3%	21	12	6	50.0%	28.6%	14.3%
	警察事務	2	3	150%	2	1	0	5%	2%	0%
女性計	30	26	86.7%	1年未満	1年以上	2年以上	1年未満	1年以上	2年以上	
女性	警察官	17	17	100.0%	5	6	6	19.2%	23.1%	23.1%
	警察事務	13	9	69.2%	4	4	1	15.4%	15.4%	4%

対象者は各年度に子が生まれた職員数で、取得者数は実際に取得した職員数である。
女性職員については、産前産後休業取得中の育児休業取得が決定している職員を含む。

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率並びに休暇の取得日数の分布状況

	取得率	R3年								
		休暇の合計取得日数の分布状況								
		0日	1日未満	1日以上2日未満	2日以上3日未満	3日	3日以上4日未満	4日以上5日未満	5日	
配偶者出産休暇	97.8%	2	0	2	9	77				
育児参加休暇	98.9%	1	0	3	7		8	10	62	

	取得率	R4年								
		休暇の合計取得日数の分布状況								
		0日	1日未満	1日以上2日未満	2日以上3日未満	3日	3日以上4日未満	4日以上5日未満	5日	
配偶者出産休暇	100.0%	0	1	1	8	78				
育児参加休暇	100.0%	0	0	3	3	2	1	11	68	

年次有給休暇の職員1人当たりの平均取得日数

	R3年	R4年
	1人当たりの平均取得日数	1人当たりの平均取得日数
全体	12.8日	13.7日
警察官	12.7日	13.68日
警察事務	13.06日	13.83日

付与日数20日以上の者に限る

職員の給与の男女の差異の情報（令和4年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	79.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	62.6	%
全職員	75.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	94.6	%
本庁課長補佐相当職	90.9	%
本庁係長相当職	89.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	83.9	%
31～35年	90	%
26～30年	89.1	%
21～25年	85.1	%
16～20年	81.3	%
11～15年	77.8	%
6～10年	85.2	%
1～5年	88.8	%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

定例会議資料	令和5年度高知県警察柔道及び剣道大会の開催について	令和5年6月21日 人材育成課
<p>1 目的 警察術科の振興と警察官の気力、体力の錬成及び士気の高揚を図るため</p> <p>2 開催日時・場所 令和5年7月7日(金)午前8時30分から午後4時ころまで(開会式：午前9時) ・高知県立武道館</p> <p>3 選手等 (1) 団体戦：柔道・剣道ともに各20チーム(160人出場) 県本部、警察学校、高知署、高知南署、高知東署、南国署は各2チーム その他の署は各1チーム (2) 個人戦：6月22日(木)申込み締め切り ア 柔道の部：二段以上、初段以下、女性警察官の各部 イ 剣道の部：三段以上、二段以下、女性警察官の各部</p> <p>4 試合方法 (1) 団体戦：予選リーグ上位6チームによる決勝トーナメント戦 (2) 個人戦：各部ともトーナメント戦(申込み人数によりリーグ戦) (3) 試合時間等 ア 柔道の部 団体戦、個人戦初段以下及び二段以上の部は3分間、女性警察官の部は2分間とし、いずれも技あり又は指導の差2以上で勝敗を決し、これらが同等の場合は判定 イ 剣道の部 団体戦は3分間3本勝負で勝敗の決しない場合は引き分け、個人戦は三段以上の部が3分間、二段以下、女性警察官の部は2分間1本勝負とし、時間内に勝敗の決しない場合は判定</p> <p>5 進行 (1) 開会式 (2) 個人戦 (3) 団体戦(個人戦全試合終了後に開始) (4) 閉会式</p> <p>6 表彰 (1) 団体戦、個人戦：各部とも優勝、第2位、第3位 (2) 全勝賞：団体戦の決勝戦まで全試合に出場して全勝した者</p> <p>7 昨年度からの変更点 (1) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、従来の1部制に戻す。 (2) 剣道の部団体戦に引き分けを導入</p>		

定例会議 資料	パナソニック マーケティング ジャパン株式会社中四国社との 「安全・安心な地域社会づくりに関する覚書」の締結について	令和5年6月21日 生活安全企画課
<p>1 概要</p> <p>県警察とパナソニック マーケティング ジャパン株式会社中四国社が協力して、犯罪や事故が起きにくく、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的として、覚書を締結するもの。</p> <p>2 締結式</p> <p>(1) 日時 令和5年6月22日(木)午前11時から</p> <p>(2) 場所 県本部講堂</p> <p>(3) 出席者 ア パナソニック マーケティング ジャパン株式会社中四国社 社長 イ 県警察 生活安全部長</p> <p>3 覚書の項目(概要)</p> <p>(1) 地域の見守り活動等の安全・安心まちづくり (2) 特殊詐欺を始めとする犯罪の予防や対策に関すること (3) 防犯機器の普及促進に関すること (4) 重大な事件・事故発生時等におけるドライブレコーダーのデータ提供 (5) 事業活動を通じた地域安全に関するボランティア活動への参画又は支援に関すること</p> <p>4 今後の主な取組</p> <p>(1) 社用車のほか、専門店の協力を得ての「ながら見守り」活動 (2) 特殊詐欺被害防止広報啓発チラシの制作 (3) 顧客方への修理訪問時における特殊詐欺被害防止に係る注意喚起 (4) 各署が防犯教室等で活用可能な防犯機能付き電話機の貸与 (5) トップボードやコラボマットを活用した量販店等における防犯機器の普及 (6) 協働による安全・安心まちづくりのための広報啓発活動</p>		